

毛呂山町 パートナーシップ  
ファミリーシップ 宣誓制度  
利用の手引き



---

毛呂山町

---

## ～ も く じ ～

1	毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは……………	1
2	宣誓することができる方……………	2
3	宣誓に必要な書類……………	3～4
4	自治体間連携……………	4
5	宣誓の流れ……………	5
6	宣誓後の手続き……………	6
7	Q&A……………	7～8



## 1 毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

毛呂山町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合いながら、誰もが活躍できる地域社会の実現のため、令和3年10月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

令和6年4月からは、ファミリーシップ制度も開始することにより制度を拡大し、また、埼玉県内の自治体と協定を締結することで、より利便性の高い制度となりました。

この制度は、パートナーシップ関係にある2人が町に対し宣誓し、宣誓した事実を証明する「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を町が交付します。

宣誓により法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度を通じて、町民の皆さまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことができる毛呂山町を目指していきます。

### パートナーシップ制度

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者である2人が、町長に対してパートナーであることを宣誓する制度です。

### ファミリーシップ制度

パートナーシップの宣誓をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができる制度です。

#### ※ 性的少数者

性的指向（恋愛感情や性的関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみでない方及び性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性別に違和感がある方。

#### ※ 宣誓証明書・宣誓証明カード

これらを提示することで、法律上の効果が生じるものではありませんが、行政や民間のサービス、社会的配慮を受けやすくなることが期待されます。

## 2 宣誓することができる方

---

### パートナーシップの宣誓を行うとき

次の要件をすべて満たす必要があります。

1. 一方又は双方が性的少数者であること
2. 双方が成年であること
3. 双方が毛呂山町民であること（3か月以内に毛呂山町に転入する方を含む）
4. 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者）でないこと  
（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は除く）

#### 婚姻できない続柄

- ・ 直系血族 … 祖父母、父母、子、孫等
- ・ 三親等以内の傍系血族 … 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・ 直系姻族 … 子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

5. 双方に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）がないこと
6. 宣誓をする方以外とパートナーシップ関係にないこと

### ファミリーシップの宣誓を行うとき

原則として、ファミリーシップの対象として宣誓書に記載される子どもや親等が、次の要件をどちらも満たしている必要があります。

なお、ファミリーシップの宣誓を行う場合には、あらかじめファミリーシップ対象者へ制度について説明していただきますようお願いします。

1. パートナーシップ宣誓者の一方又は双方の子ども（実子又は養子）や親等であること
2. パートナーシップ宣誓者の一方又は双方とファミリーシップ対象者の子どもや親等と生計が同一であること

### 3 宣誓に必要な書類

---

#### (1) 毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・ パートナーシップを宣誓される日に、町職員の立ち会いのもと宣誓書に記入していただきます。
- ・ 宣誓をしようとする方の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする方以外の方に代筆させることができます。
- ・ ファミリーシップの宣誓を行う際、お子様等が氏名を自署できる場合は署名をいただく必要がありますので、宣誓日までに宣誓書をご用意ください。様式は毛呂山町ホームページから取得できます。  
なお、ファミリーシップ対象者氏名以外は、宣誓日当日にご記入いただきますので記入せずにお持ちください。

#### (2) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

- ・ 1人1通ずつ原本を提出してください（同一世帯の場合は、2人1通で可）。  
なお、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ・ ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子どもや親などファミリーシップ対象者を含めた写しを提出してください。
- ・ 転入予定の方は、転入手続き後、速やかに担当までご連絡ください。

※ 住民票が毛呂山町にあり、公簿で確認することができる場合は提出不要です。

#### (3) 婚姻していないことが確認できる書類（発行から3か月以内のもの）

- ・ 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）または独身証明書を、1人1通ずつ原本を提出してください（同じ戸籍の場合は、2人1通で可）。
- ・ 外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

※ 本籍が毛呂山町にあり、公簿で確認することができる場合は提出不要です。

#### (4) 本人確認書類

- ・ 1人ずつ提示してください（町でコピーを取らせていただきます）。
  - 1点の提示でよいもの  
個人番号カード、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で本人の写真が添付されたもの
  - 2点以上の提示が必要となるもの（本人の写真が添付されていないもの）  
健康保険証、年金手帳等本人が確認できる証明書等

次の ア や イ に該当する方は、以下のとおりご用意ください。

## ア 通称名で届出をする場合

### 通称名を日常的に使用していることが分かる書類

- ・ 社員証（顔写真付きのもの）、郵便物（住所が記載されたもの）等を提示してください（町でコピーを取らせていただきます）。
- ・ 宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に、戸籍上の氏名を記載します。

## イ 同居していない子どもや親等をファミリーシップ対象者として届出をする場合

次の（１）、（２）のどちらもご用意ください。

### （１）ファミリーシップ対象者との関係性を確認できる書類

- ・ 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）を１人１通ずつ原本を提出してください。
- ※ ファミリーシップ対象者の本籍が毛呂山町にあり、公簿で確認することができる場合は提出不要です。

### （２）生計が同一である事実が確認できる書類

- ・ 次の書類を提示してください（町でコピーを取らせていただきます）。
  - 扶養していることが分かるもの：健康保険証、所得証明書の写し等
  - 養育していることが分かるもの：学費の支払証明書等

## 4 自治体間連携

---

毛呂山町は、令和６年４月１２日に、埼玉県内の自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」（以下「協定」という）を締結しました。

この協定により、宣誓者が協定する自治体間で転出入をし、転入先で引き続きパートナーシップ制度の利用を希望する場合に、手続きや提出書類の一部を簡略化することが可能になりました。

埼玉県内の市町村から毛呂山町に転入され、引き続き毛呂山町でパートナーシップを宣誓される予定の方は、転入する際にご連絡いただき、転出元の市町村で宣誓をしていただく旨をお知らせください。

- ※ 手続きには原則、転入前に交付を受けたパートナーシップを証する書類（宣誓書受領書等）の提示が必要です。
- ※ 自治体によって制度内容（宣誓できる条件など）が異なります。詳細につきましては、各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

## 5 宣誓の流れ

---

### ① 宣誓日時の予約

- ・ 宣誓希望日の7日前までに宣誓日時を予約してください。  
なお、ご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 郵送等での宣誓書の受付はできません。

〈担当窓口〉 毛呂山町役場 総務課 自治振興係  
所在地：毛呂山町中央2-1  
電 話：049-295-2112 (内線 314)  
F A X：049-295-0771  
E-mail：soumu@town.moroyama.lg.jp

### ② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

- ・ 予約した日時に必要書類（P.3～4参照）をお持ちの上、お2人でご来庁ください。本人確認を行い、職員立ち会いのもと、宣誓書を記入し、町に提出していただきます。
- ・ 書類に不備等がある場合は、宣誓を延期する場合があります。
- ・ プライバシー保護のため、個室で対応します。
- ・ 宣誓後は、記入いただいた宣誓書の写しをお渡しします。

#### ※（転入予定の方のみ）転入の確認

- ・ 一方又は双方が毛呂山町に転入予定の場合、転入手続き後、速やかに担当までご連絡ください。双方の転入が確認ができた後、宣誓証明書等を交付します。
- ・ すでに、協定市町村にてパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされている方は事前にお知らせください。

### ③ 宣誓証明書・証明カード交付

- ・ 後日、お2人それぞれに宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。
  - ※ 窓口での交付…交付の準備が整いましたらご連絡します。受け取り当日は本人確認書類（P.3参照）をお持ちの上、担当窓口までお越しください。
  - ※ 郵送にて交付…宣誓書に記載された住所宛てに宣誓証明書・宣誓証明カードを送付します。
- ・ 要件を満たしていない場合や書類が足りない場合は、随時電話等でご連絡します。

## 6 宣誓後の手続き

次の手続きを希望される場合は、事前に担当までご連絡ください。

### ア 再交付

証明書等の紛失、毀損等があった場合は、再交付を行います。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

なお、申請には本人確認書類（P.3 参照）の提示が必要です。

### イ 届出内容の変更（郵送による手続き可）

次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ証明書内容変更届（様式第5号）」に、変更した事実が分かる書類（下図参照）を添付の上、宣誓証明書・宣誓証明カードを返還してください。

- ・ 宣誓者またはファミリーシップ対象者に、氏名または通称名の変更があったとき
- ・ 宣誓者が届出した住所から転居したとき
- ・ ファミリーシップ対象者の追加やファミリーシップを解消するとき

〈参考〉変更した事実が分かる書類の例

変更した内容	添付書類の例 (町でコピーを取らせていただきます。)
氏名を変更するとき	・ 戸籍個人事項証明書 ※本籍地が毛呂山町にある方は提出不要です。その旨を申し出てください。
通称名を変更するとき	・ 社員証（顔写真付きのもの） ・ 郵便物（住所が記載されているもの）
ファミリーシップ対象者を追加するとき	・ 扶養していることが分かる書類（健康保険証、所得証明書の写し等） ・ 養育していることが分かる書類（学費の支払証明書等）
届出した住所から転居したとき	添付書類の提出は不要です。

### ウ 宣誓証明書等の返還（郵送による手続き可）

次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）」を提出し、宣誓証明書・宣誓証明カードを返還してください。

なお、申請には本人確認書類（P.3 参照）の提示が必要です。

また、希望される場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書交付証明書（様式第7号）」を交付しますのでお申し出ください。

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- ・ パートナーが亡くなったとき
- ・ 双方が毛呂山町から転出したとき

## 7 Q & A

---

### Q1 この制度は、婚姻制度とどう違うのですか？

A1 婚姻は法律に基づくものであり、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生しますが、本制度は、町の実綱により実施される制度であることから法的効力は有しません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

### Q2 宣誓に費用はかかりますか？

A2 宣誓自体に費用はかかりません。ただし、必要書類を揃える際には手数料がかかる場合があります。

### Q3 宣誓証明書は、宣誓日当日に交付されますか？

A3 審査のため、交付まで1週間程度お時間をいただきます。宣誓証明書等は後日窓口での交付又は普通郵便にて送付します。

### Q4 同居をしていないと宣誓できませんか？

A4 パートナーシップの宣誓は、お2人がともに毛呂山町に住所があるか、3か月以内に毛呂山町内に転入する予定であれば、必ずしも同居をしている必要はありません。

また、ファミリーシップ対象者については、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方の子（実子又は養子）や親等であり、かつ、パートナーシップ宣誓者と生計が同一であれば、町外に住んでいる場合や同居していない場合にも宣誓することができます。

### Q5 外国籍ですが、パートナーシップの宣誓はできますか？

A5 外国籍の方も、毛呂山町に住所があるか、または毛呂山町へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

### Q6 プライバシーは守られますか？

A6 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。

提出された書類や記載されている内容等の個人情報などについては、外部に情報を提供することはありません。

Q7 代理や郵送での宣誓は可能ですか？

A7 本人確認の上、町職員の立ち会いのもとで宣誓書に署名をいただくため、代理や郵送での宣誓はできません。ただし、自署が難しい場合は代筆が可能です。

Q8 町外に転出する場合にはどうしたらいいですか？

A8 町外に転出される場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）」をご提出いただき、交付された宣誓証明書と宣誓証明カードを返還してください。

その際、希望される場合には、返還時に宣誓証明書が交付されていた旨の証明書（「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書交付証明書（様式第7号）」）を交付することができます（P.6参照）。

※ 一方が転勤や親族の看病等のやむを得ない事情を理由として、一時的に転出をする場合など、返還の必要ない場合がありますので、担当までご相談ください。

※ 毛呂山町は、埼玉県内の自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しています。詳細については、「4 自治体間連携（P.4）」をご参照ください。

Q9 自治体間連携（P.4）は、埼玉県内のどこの市町村でも対象ですか？

A9 埼玉県内のパートナーシップ制度を実施している市町村であれば、県内どこの市町村でも対象です。

なお、協定市町村から毛呂山町に転入し、引き続きパートナーシップを宣誓される場合は、転入前に交付を受けたパートナーシップを証する書類（宣誓書受領書等）の提示が必要です（P.4参照）。

Q10 パートナーシップを解消した場合にはどうしたらいいですか？

A10 パートナーシップを解消した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）」をご提出いただき、交付された宣誓証明書と宣誓証明カードは返還してください（P.6参照）。



毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き



令和6年4月 発行

毛呂山町総務課自治振興係（役場3階）

住 所 毛呂山町中央2丁目1番地

電 話 049-295-2112（内線314）

FAX 049-295-0771

メール [soumu@town.moroyama.lg.jp](mailto:soumu@town.moroyama.lg.jp)